

毎月の

お米が足りません!

米米(こめこめ)プロジェクト 2024

～こどもたちにおなかいっぱい食べる しあわせを～



2016年から行っている「いのちまるごとプロジェクト事業」の中で、ひとり親家庭と生活困窮家庭に向けて**食料支援『とて』**を行っています。食材は主に、企業や個人から当法人のフードバンクに寄付で集まったものを活用し、毎月1回約200家庭に配布&配送を続けています。

しかし、現在、継続するための活動資金が不足し、お米を購入することができません。 **運営費・お米の寄付をお願いします!**



ご寄付いただいたお米は、スタッフとボランティアで丁寧に小分けし、食べ物が必要なご家庭にお渡しいたします。

また、お米以外にも下記のことを随時集めています。
お家の中で眠っているものが、あの子のおなかを満たします。
皆さまからの温かいご支援・ご協力よろしくお願いたします。



ご寄付いただきたいもの

お米(精米・玄米): 少量からでもお受けします。
玄米なら古米でも大丈夫です。

現金寄付: ハーモニーネット未来は「**認定NPO法人**」です。
確定申告で**寄付金控除**が受けられます。

現金

銀行振込

郵便振替

クレジット

など、詳しくは裏面をご覧ください。

その他、**各種商品券**や**全国共通おこめ券**など
お家に眠っている金券等があればご寄付ください。
また、随時食料・日用品の寄付もお願いいたします。

● 岡山県内の食料支援を行っている市町



**主催
問合せ先**

認定 NPO 法人ハーモニーネット未来

☎ 0865-63-4955 (月～金曜日9時～17時・祝日除く)

☎ 080-2900-6078 (法人携帯)

Email : kodomo1@kcv.ne.jp

<http://hamomira.or.jp/>



毎月の寄付をする

「こどものしあわせ」を継続して応援できる!

てとて応援団 (マンスリーサポーター)

クレジットカード決済にて、毎月 1,000 円～30,000 円の寄付が口座から引き落とされます。



例えば、1,000 円の寄付で
幼児 2 人が約 5 日食べられる
お米を購入できます。



こちらの QR コードから
マンスリー寄付ページに
移行できます!

今回のみ寄付をする

送金手数料はご本人様のご負担になります。



事務局までご持参いただくか、現金書留でご郵送ください。

【郵送先】 〒714-0081 岡山県笠岡市笠岡 5909

認定 NPO 法人ハーモニーネット未来 電話 0865-63-4955



下記口座へお振込みください。

銀行名：笠岡信用組合 本店営業部

【口座番号】：(普) 4265225

【口座名義】：認定 NPO 法人ハーモニーネット未来
理事 宇野均恵(うの まさえ)

< 手順 >

1. 左記振込先へ ATM 等からお振り込み下さい。
2. お振込み後、お手数ですが電話かメールにて、以下の情報を当法人までお伝えください。
〔お名前・郵便番号・ご住所、お電話番号、お振込日〕
※寄附者管理に必要な情報となりますので、ご協力お願いいたします。
3. 確認でき次第、事務局よりご連絡いたします。



ゆうちょ銀行(郵便局)にある
青い郵便振替用紙(払込取扱票)に、
下記の情報をご記入ください。

【口座番号】 01340-0-105365

【加入者名】 認定NPO法人ハーモニーネット未来

【通信欄】 「米米プロジェクト」とご記入ください。

【ご依頼人欄】 住所・名前・電話番号をご記入ください。



おひさま基金のちらしの下部に振替用紙があります。

ちらし配布場所：当法人・笠岡市大井児童館・笠岡市市民活動支援センター

※ちらしが手に入らない方は、ハーモニーネット未来(0865-63-4955)までご連絡ください。

ハーモニーネット未来は認定 NPO 法人です。寄付金は税制上の優遇措置が適用されます

個人

当法人に寄付した額が 2,000 円を超えた場合、確定申告を行う事で寄付金控除が受けられ、「所得控除」又は「税額控除」いずれか有利な方を選択する事ができます。(年末調整では申告できません)。

◆計算式

①所得控除 …(合計寄付金額 - 2,000 円) = 寄付金控除額

②税額控除 …(合計寄付金額 - 2,000 円) × 40% = 寄付金控除額

企業

法人(企業など)が認定 NPO 法人に寄附をした場合、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内が損金に算入できます。

◆特別損金算入限度額の計算式

1. 資本がある法人(期末資本金の額 × 0.375% + 所得金額※ × 6.25%) × 1/2

2. 資本がない法人 所得金額※ × 6.25%

※所得金額 = 所得金額(当期純利益に税務調整をした額) + 寄附金の支出額

※控除を受けるには当法人の領収証が必要です。

※会費・不特定多数の方からの募金は控除の対象にはなりません。また、匿名・連名でご寄付をいただいた場合は発行できません。

※控除には一定の上限額があるため、詳しくはお住まいの自治体に問い合わせください。